

松阪市介護保険サービス事業者等監査連絡調整会議要領

平成 19 年 8 月 15 日告示第 260 号

改正 平成 22 年 5 月 24 日告示第 196 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 208 号

改正 平成 29 年 3 月 6 日告示第 37 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日告示第 176 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、松阪市介護保険サービス事業者等監査実施要綱（令和 4 年 松阪市告示第 175 号）第 11 条第 2 項に基づき、松阪市介護保険サービス事業者等監査連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、連絡調整会議の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 連絡調整会議の構成員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 福祉事務所長（健康福祉部長を兼ねる場合は除く。）
- (3) 介護保険課長
- (4) 高齢者支援課長
- (5) その他関係する職員

(所掌事務)

第 3 条 連絡調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 監査の結果、特別な指導等を要すると認められる場合の対応又は方針に関すること。
- (2) その他監査の実施に必要な事項に関すること。

(会議の招集)

第 4 条 連絡調整会議の会議は、必要に応じて健康福祉部長が招集する。

- 2 会議の議長は、健康福祉部長が務める。

(事務局)

第 5 条 連絡調整会議の事務局は、健康福祉部介護保険課が担当する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 5 月 24 日松阪市告示第 196 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日松阪市告示第208号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日松阪市告示第37号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日松阪市告示第176号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。